

①廃棄物の排出抑制の促進

<現状と課題>

本県における一般廃棄物の一人1日あたりごみ排出量は、年々減少してきており、平成25年度は918gで、全国平均値の958gより40g少なく、全国12位に位置しています。また、産業廃棄物は、平成22年度実績で、1,539千t/年の排出量となっており、平成17年度の1,696千t/年に比べて、約10%の減となっています。

このような状況を踏まえ、引き続き、環境への負荷が低減される循環型社会の形成を推進していくため、まずは、出来るだけ「ごみを出さない」生活スタイルや事業形態への転換の促進を図り、さらなるごみの減量化に向けた取り組みを進める必要があります。

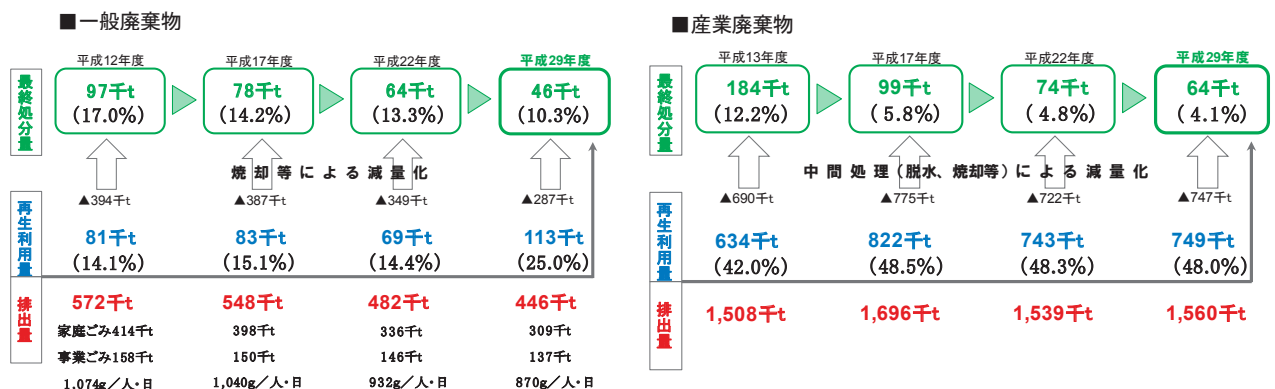
<目標>

一人1日あたりのごみ排出量を平均で5%以上減らすことを目指します。

<関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H25	目標値 H29
ごみの減量化を評価する指標として活用	一人1日あたりのごみの排出量(一廃)	918 g/人・日	870 g/人・日
	産業廃棄物排出量	1,539 千t (H22)	1,560 千t

※この目標値は、平成29年度に策定する県廃棄物処理計画により見直す予定です。



＜小施策・事業＞

①-1 「ごみゼロ生活」の推進

資源循環型の持続可能な社会を形成していくためには、環境への負荷の少ない生活スタイルをより広く実践していくことが大切です。そのため、県民一人ひとりが、出来る限りごみを出さない暮らし(「ごみゼロ生活」)を意識し実践していく必要があります。市町村、関係機関・団体等との連携・協働により、イベント・講習会、ホームページなど様々な機会を通して、「ごみゼロ生活」実現に向けた県民への啓発等の取り組みを推進します。

(事業例)

- 環境にやさしい買物キャンペーン
- イベント等による普及啓発
- 地域での環境学習等への支援
- 資源ごみの集団・拠点回収の促進
- ごみ減量化・リサイクルに取り組む模範団体等の顕彰

①-2 技術・研究開発の促進

事業活動に伴って排出される廃棄物を削減するため、県内事業者が取り組む廃棄物の排出を抑制するための研究開発や設備導入を支援・促進します。また、公設試験研究機関(産業振興総合センター、森林技術センター、畜産技術センター等)を拠点として、産学官の連携により、廃棄物の排出抑制、減量化等に資する先進技術の開発を促進します。

(事業例)

- 排出事業者の研究開発・設備導入支援
- 環境カウンセラーの派遣
- 公設試験研究機関等による研究開発の促進
- 産学官連携による研究開発の促進

①-3 事業者の自主的取り組みの促進

事業活動に伴う廃棄物は、景気の動向や観光需要などの影響も受けており、引き続き、事業者の自主的な取り組みによる排出抑制・減量化を促進する必要があります。事業者に対して、排出事業者責任や拡大生産者責任の徹底について啓発・指導を行うとともに、多量排出事業者に対し減量化計画の策定を促し、計画に基づく排出抑制や減量化の実施について積極的に指導します。また、廃棄物の排出抑制や減量化のためのマネジメントシステム等の導入を促進します。

(事業例)

- 多量排出事業者のごみ減量化促進
- 排出事業者の研究開発、設備導入支援
- 奈良県リサイクル認定製品の普及・拡大
- 環境カウンセラーの派遣
- 環境マネジメントシステム導入とグリーン購入の促進
- 環境経営の導入促進
- 事業者の自主的取り組みへの情報提供・技術的指導等

①-4 ごみの排出抑制のための経済的手法の導入促進

ごみの排出抑制・減量化をさらに効果的に進めていくためには、ごみ処理にかかる費用負担の公平化などに対する県民の理解が必要です。ごみ処理の有料化は、排出抑制や減量化を促進するための経済的インセンティブとして一定の効果があることから、今後も推進していく必要があります。有料化制度の導入予定状況や制度の改善への取り組み状況等について、市町村の実情を把握するとともに、必要な情報の提供に努めます。また、ごみ処理の効率化・最適化を図るため、市町村での処理コストの分析を促進するとともに、市町村からの相談等に応じて技術的な助言等を行います。

(事業例)

- ごみ処理有料化の促進
- ごみ処理コスト分析等の促進

②廃棄物の循環的利用の促進

<現状と課題>

奈良県の廃棄物の再生利用率は、一般廃棄物、産業廃棄物ともに、全国平均よりも低い水準にあります。(一廃(H25):全国 23.8% 奈良県 13.1%、産廃(H22):全国 53% 奈良県 48.3%)

このような状況を踏まえ、特に、一般廃棄物の再生利用率の向上に向けて、排出量の削減が進んでいる家庭ごみの再生利用量を維持(実質の再生率アップ)させながら、排出量が横ばいで推移している事業系ごみ(一般廃棄物)の再生利用の促進を図る必要があります。

<目標>

リサイクル目標値(一廃 25%、産廃 48%)の達成を目指します。

<関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目		現況値 H25	目標値 H29
ごみの減量化を評価する指標として活用	リサイクル率	一般廃棄物	13.1%	25.0%
		産業廃棄物	48.3% (H22)	48.0%

※この目標値は、平成29年度に策定する県廃棄物処理計画により見直す予定です。

＜小施策・事業＞

②-1 リユース・リサイクルの促進

循環型社会を形成していくためには、消費・廃棄・処理などの各段階において、廃棄物のリユース・リサイクルを効果的、効率的に促進することが大切です。廃棄物の分別排出や資源としての回収等を進めリユース・リサイクルをさらに促進するため、県民や事業者の自発的な取り組みはもとより、市町村、関係機関等と連携した取り組みの充実を図ります。また、各種リサイクル等を促進する廃棄物再生利用促進計画を策定するなど、各分野・各主体の取り組みを促進します。

(事業例)

- 個別リサイクル法の促進
- ごみ処理施設のエネルギー回収の促進
- 一般廃棄物再生利用促進計画の策定・推進
- 廃棄物再生利用促進計画の策定・推進
- 奈良県リサイクル認定製品の普及拡大
- 焼却灰等の再生利用の検討・促進
- 排出事業者の研究開発、設備導入への支援
- 事業者の自主的取り組みへの情報提供、技術的指導等
- 資源ごみの集団・拠点回収の促進
- リサイクル(再生利用)・リユース(再使用)を促進するための啓発、関連情報の発信

②-2 廃棄物系バイオマスの有効利用の促進

廃棄物の再生利用を進めていくうえで、生ごみや家畜排せつ物、下水汚泥などをバイオマス資源として有効利用していくことが課題となっています。これらの廃棄物系バイオマスは、廃棄物処理費を費用の一部として活用できる可能性があるとともに、比較的まとまった量が特定の場所で発生することなどの特徴があります。今後、地域の実情等も踏まえて、市町村、関係機関、事業者等との連携・協働により、廃棄物系バイオマスの有効利用を促進するための研究開発やコスト低減、関連産業の育成、市場拡大等に積極的に取り組みます。

(事業例)

- 生ごみ、廃食用油等のリサイクル促進
- 下水汚泥のエネルギー利用・セメント原料化等の検討・促進
- し尿処理に伴い発生する汚泥等の有効利用の促進
- 食品リサイクルの促進
- 廃棄物再生利用促進計画の策定・推進
- 公設試験研究機関等による研究開発の促進
- 排出事業者の研究開発、設備導入への支援

②-3 廃棄物利用の再生製品化・流通促進

廃棄物の循環的利用を図るためには、廃棄物を地域資源と捉え地域消費する取り組みが大切です。県内の廃棄物等を利用して県内で製造加工された製品を「奈良県リサイクル認定製品」として認定しており、引き続き、再生製品の質的向上を図るとともに、流通促進のための普及拡大等に積極的に取り組みます。

(事業例)

- 奈良県リサイクル認定製品の普及拡大
- 環境関連イベント等での情報発信
- グリーン購入の促進

②-4 技術・研究開発の促進

廃棄物の循環的利用を促進するため、県内事業者が取り組む廃棄物を再生利用するための研究開発や設備導入を支援・促進します。また、公設試験研究機関(産業振興総合センター、森林技術センター、畜産技術センター等)を拠点として、産学官の連携により、廃棄物の再生利用に資する先進技術の開発を促進します。

(事業例)

- 排出事業者の研究開発・設備導入支援
- 公設試験研究機関等による研究開発の促進
- 産学官連携による研究開発の促進
- 環境カウンセラーの派遣

③廃棄物の適正処理の推進

<現状と課題>

産業廃棄物の不適正処理のリスクを低減するためには、より優良な処理業者を育成し、業界全体のレベルアップを図ることが求められています。県内の優良産業廃棄物処理業者は、年々増加し、平成 26 年度で 115 の業者が優良業者として認定されていますが、引き続き、排出事業者責任の徹底や優良業者の育成を図る必要があります。

また、廃棄物の適正処理にあたっては、最終埋立処分場等の処理施設の安定的確保が必要です。公的関与の広域処理事業である大阪湾フェニックス処分場は、平成 23 年度に基本計画を変更し、埋立期間が平成 39 年度まで延長されていますが、引き続き、関係府県及び市町村等と連携して、平成 40 年度以降の大阪湾フェニックス計画の実現に向けて取り組む必要があります。

<目標>

廃棄物の適正処理を徹底します。

<小施策・事業>

③-1 排出事業者責任の徹底

排出事業者責任を徹底するための研修の実施、多量排出事業者処理計画の作成指導等を行うとともに、関係団体、事業者、学識経験者の協力を得ながら、事業者が取り組むべき対策や先進的な取組事例を調査し、有用な情報をとりまとめた適正処理推進マニュアルなどを作成することにより、事業者の取り組みを支援します。また、建物解体工事等に伴う分別解体、アスベスト廃棄物の適正処理や、廃材の再資源化等を一層徹底するための取り組みを推進します。

(事業例)

- 建物解体工事等の適正実施の確保対策
- 建設系廃棄物の適正処理に関する研修等の実施
- 産業廃棄物管理責任者研修の実施
- 適正処理推進マニュアルの作成・配布
- 排出事業者への立入調査・指導
- 多量排出事業者処理計画の作成指導、改善支援
- 電子マニフェストの導入促進

③-2 優良処理業者の育成

優良産業廃棄物処理業者認定制度により、通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした産業廃棄物処理業者を優良業者として認定していますが、引き続き、本制度の普及を図るとともに、産業廃棄物処理業者に対して、法制度や技術的な観点から専門的な研修を実施するなど、信頼できる産業廃棄物処理体制の構築に向けた事業を実施します。

(事業例)

- 優良産業廃棄物処理業者認定制度の普及促進
- 優良産業廃棄物処理業者育成研修の実施
- 電子マニフェストの導入促進
- 環境マネジメントシステム導入促進

③-3 産業廃棄物処理施設周辺の環境保全

産業廃棄物処理業者は、法令等に基づき処理施設の構造や維持管理の基準を遵守し、周辺の生活環境を保全する責務があります。県は、必要に応じて事業者に対して指導及び助言を行うとともに、市町村の協力を得て、処理施設からの放流水の水質検査や臭気検査などを行い、周辺生活環境の保全を図ります。

(事業例)

- 産業廃棄物処理施設(埋立処分場)の水質・臭気等検査の実施
- 監視パトロールの実施
- 産業廃棄物処理施設の定期検査の実施

③-4 有害廃棄物の適正処理の推進

事業者は、人の健康や生活環境に深刻な悪影響を及ぼすおそれのあるアスベスト含有廃棄物などの有害廃棄物の適正かつ安全な処理体制の整備に努める必要があります。県は、事業者に対し、適正処理をより確実なものとするため、必要な技術的助言を行うとともに、指導・監視の強化を図ります。

(事業例)

- 解体工事等で排出される有害廃棄物(アスベスト、PCB等)の適正処理の促進
- 建物解体工事等の適正実施の確保対策(分別解体、アスベスト処理、再資源化等)
- PCB廃棄物の計画的処理の促進
- 感染性廃棄物の排出事業所への立入調査・指導

③-5 ごみ処理施設の安定的確保

市町村は、一般廃棄物処理計画について必要な見直し等を行うとともに、一般廃棄物処理施設の整備・運営にあたっては、再資源化や熱回収による発電するなど、循環型社会推進に資する事業実施に努める必要があります。一方、県においては、市町村からの要請等に応じて、技術的な助言、情報提供等を行うとともに、既存施設の更新時期や地理的条件、人口予測なども踏まえ、処理の広域化等によるコスト縮減、環境負荷の低減を図っていきます。さらに、関係府県及び市町村等と連携し、公的関与の広域処理事業である大阪湾フェニックス計画の実現に向けて積極的に取り組みます。

(事業例)

- 大阪湾フェニックス計画の推進
- ごみの共同処理の促進
- 市町村等の一般廃棄物処理施設の計画的整備

③-6 し尿等の処理対策の推進

し尿処理については、地域の実情を踏まえ、市町村等の各設置主体による処理施設の整備促進を図り、公共用水域等への環境影響の低減に努めます。また、県・市町村は、下水道、農業集落排水処理施設、浄化槽などの汚水処理施設について、地域の実情に応じた計画的・効率的な整備を図ります。また、浄化槽の適正な維持管理を確保するため、検査・点検、清掃等の実施を促すための啓発・指導等を強化します。

(事業例)

- し尿・汚水処理施設の整備促進
- し尿処理施設の故障等に備えた市町村間相互支援の確保
- 浄化槽の法定検査、保守検査、清掃等の実施促進

④廃棄物の不法投棄・不適正処理の撲滅

<現状と課題>

廃棄物の不法投棄・焼却は、減少傾向にあります。手口が悪質・巧妙化するとともに、ごみのポイ捨てなどは、まだまだ後を絶たないのが実情です。また、家電ごみを無許可で回収し、スクラップにして海外に輸出する事例が全国的に発生しており、国内で再資源化を図るとする家電リサイクル法の目的達成に支障をきたしています。

このような状況を踏まえ、引き続き、県民、市町村、関係機関等との連携を密にして、不法投棄・焼却や不適正な処理の撲滅を図るための取り組み強化が必要です。

<目標>

ごみの不法投棄・焼却や不適正処理の撲滅を目指します。

<小施策・事業>

④-1 県民総監視ネットワークの推進

これまで民間団体や事業所の協力による「不法投棄見張り番」や奈良県地域環境保全推進員、不法投棄ホットライン等による通報など、県民総監視のネットワークをつくり、市町村、関係機関等と連携して、不法投棄等の早期発見、撲滅に努めてきました。しかし、不法投棄等は依然後を絶たず、さらなる対策の強化が必要であることから、引き続き、各方面の協力を得ながら不法投棄等を撲滅するための取り組みを推進します。

(事業例)

- 団体等による不法投棄見張り番の拡充
- 地域環境保全推進員による活動促進
- 不法投棄ホットライン(県民からの通報窓口)の運営
- 監視パトロールの強化
- スカイパトロール・路上調査の実施
- 不法投棄防止対策の看板、フェンス、監視カメラ等の設置

④-2 悪質事案対策の強化

不法投棄や不法焼却、不適正処理に対しては、監視パトロールの強化、行為者等への指導等を行っているものの、手口が悪質・巧妙化するとともに、是正まで長期化する案件も出てきているのが現状です。指導しても改善が見られない悪質事案などについては、法令に基づく行政処分や刑事告発も念頭に、関係機関との連携を密にして厳正に対処していきます。

(事業例)

- 悪質事案に対する特別監視・指導の強化

④-3 使用済家電等の不適正処理対策の推進

無許可業者によるエアコンやテレビなどの特定家電製品の不適正処理は、依然として解消されおらず、家電リサイクル法に基づいた再資源化の取り組みに支障をきたしています。このことから、使用済家電等の不適正処理を撲滅するため、市町村や関係機関等と連携しながら、情報の共有化や回収事業者への立入調査・指導等の検討・実施に取り組みます。また、消費者に対して適正処理を呼びかけていくことも必要であることから、市町村とともに、無許可業者の利用は法令違反であること等の周知・啓発を図ります。

(事業例)

- 市町村等との連携による、使用済家電等回収業者への立入調査・指導の実施
- 県民(消費者)への啓発
- 奈良県使用済家電等対策連絡会による対策推進

④-4 県民参加型の環境美化活動の促進

地域住民による河川・道路等の公共空間への植栽や清掃等による環境美化活動を通して、不法投棄等を抑制する環境づくりを進めるとともに、ごみ問題や環境保全に対する県民意識の高揚を図ります。

(事業例)

- 住民参加による道路・河川等の植栽・清掃等促進
- 住民参加による花いっぱい運動の促進
- 市町村・地域住民の協働による環境美化活動や環境イベント等の促進

④-5 不法投棄等の撲滅に向けた啓発の推進

豊かな自然環境を守っていくためには、不法投棄を「しない」「させない」という強い意識の醸成が必要です。そのため、市町村、関係機関、団体等と連携して、春の不法投棄廃棄物の一斉撤去、6月の環境の日・環境月間や秋の「不法投棄ゼロ作戦」強化週間における集中的なキャンペーンを実施します。また、県ホームページでの情報発信やテレビ、新聞等のマスメディアを活用した普及啓発にも積極的に取り組みます。

(事業例)

- 「不法投棄ゼロ作戦」等による啓発活動の促進
- 「環境の日・環境月間」における県内一斉パトロール等の実施
- 不法投棄廃棄物の一斉撤去(産業廃棄物協会、市町村等との連携)
- 県ホームページによる情報発信
- マスメディア(テレビ、新聞等)による普及啓発

⑤災害廃棄物処理対策の推進

<現状と課題>

地震、風水害等による大規模な災害は、いつ発生するか予測できないこと、大量の災害廃棄物が発生することから、いかに事前の備えを整えられるかが課題となります。これまで、平成21年8月に、(一社)奈良県産業廃棄物協会をはじめとする関係4団体と災害廃棄物処理の協力協定を締結したのに加え、平成24年8月には、紀伊半島大水害を教訓として、県内の全市町村等と「災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定」を締結しています。

今後は、東日本大震災や阪神・淡路大震災レベルの最大規模の災害を想定して、平成27年度に策定した「奈良県災害廃棄物処理計画」に基づき、県と市町村の連携による教育・訓練を実施するとともに、広域的な相互支援体制の構築に取り組む必要があります。

<目標>

大規模な災害時に発生する災害廃棄物の処理体制を構築します。

<小施策・事業>

⑤-1 災害廃棄物処理の相互支援体制の整備

県内の全市町村等と締結している相互支援協定に基づき、毎年、各市町村等の廃棄物処理施設の処理能力等を把握し、情報の共有を図りながら、民間業者の活用を含め、災害時の処理能力の向上及び相互支援体制の整備推進を図ります。

また、「大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会」において、近畿2府4県及び政令市・中核市等が参加して、近畿圏における相互支援についての検討が進められていますが、東日本大震災のような大規模災害に備えるためには、近畿圏を越えて中部圏や中国四国等との広域間の相互支援体制も必要となることから、国、関係府県等との連携を密にして、広域的な相互支援協定の締結に向けて積極的に取り組みます。

(事業例)

- 県・市町村等の情報共有、体制整備・更新
- 市町村等の処理能力等を把握する相互支援データベースの作成・共有
- 相互支援マニュアルの作成・共有
- 他府県等との広域相互支援協定の促進

⑤-2 県災害廃棄物処理計画に基づく教育・訓練

大規模災害に備える体制を整備・維持するため、平常時から対象職員を特定して、県・市町村合同の「教育・訓練」を継続的に実施します。また、教育・訓練を効果的に実施するとともに、その成果を共有するため、県・市町村による「奈良県災害廃棄物対策連絡会」を設置・運営します。

(事業例)

- 県・市町村合同の教育・訓練の実施
- 関係機関・団体等と連携する教育・訓練の実施
- 「奈良県災害廃棄物対策連絡会」の設置・運営

⑤-3 市町村の災害廃棄物処理計画の策定促進

県災害廃棄物処理計画の周知・共有を図り、市町村における災害廃棄物処理計画の策定・見直しを促進します。

(事業例)

- 市町村災害廃棄物処理計画の策定・見直しの促進
- 計画を策定する市町村への技術的支援

⑥ 県・市町村の連携・協働(奈良モデル)による施策推進

<現状と課題>

県内の市町村等のごみ処理施設の大半が、小規模かつ老朽化してきており、これらの施設の計画的な整備が喫緊の課題となっています。

このような状況のなかで、ごみ処理の安定的な継続を確保し、行財政運営の効率化を図るため、効果・効率的な事業規模やシステム構築などの観点から、県と市町村が連携・協働する「奈良モデル」により、ごみの共同処理や減量化・リサイクル等の促進に取り組む必要があります。

<目標>

奈良モデルによる効果・効率的なごみ処理を目指します。

<小施策・事業>

⑥-1 一般廃棄物処理の広域化

県・市町村長サミットでの検討課題である「安定的な一般廃棄物処理の継続」を継承・発展させ、奈良モデルにより一般廃棄物処理の広域化を促進します。

(事業例)

- ごみ処理広域化を推進する市町村への支援

⑥-2 災害廃棄物処理対策の推進

県内の全市町村等と締結している相互支援協定に基づき、毎年、各市町村等の廃棄物処理施設の処理能力等を把握し、情報の共有を図りながら、民間業者の活用を含め、災害時の処理能力の向上及び相互支援体制の整備推進を図ります。

また、大規模災害に備える体制を整備・維持するため、平常時から対象職員を特定して、県・市町村合同の「教育・訓練」を継続的に実施します。また、教育・訓練を効果的に実施するとともに、その成果を共有するため、県・市町村による「奈良県災害廃棄物対策連絡会」を設置・運営します。

(事業例)

- 県・市町村合同の教育・訓練の実施
- 関係機関・団体等と連携する教育・訓練の実施
- 「奈良県災害廃棄物対策連絡会」の設置・運営
- 県・市町村等の情報共有、体制整備・更新
- 市町村等の処理能力等を把握する相互支援データベースの作成・共有
- 相互支援マニュアルの作成・共有
- 他府県等との広域相互支援協定の促進
- 市町村災害廃棄物処理計画の策定・見直しの促進

⑥-3 廃棄物の減量化・再生利用の推進

廃棄物の減量化・再生利用を推進するため、調査等の効果・効率性及び情報の共有化等の観点から、県・市町村の連携・協働による取り組みの充実を図ります。事業系一般廃棄物や各分野・業種における産業廃棄物の再資源化等の実態把握に努め、重点化する施策・事業を検討・推進します。

(事業例)

- 広域連携による効果・効率化の検討・促進
- 一般廃棄物再生利用促進計画の策定・推進

⑥-4 不法投棄・使用済家電等対策の強化

不法投棄や使用済家電等の不適正処理を撲滅するため、市町村や関係機関等と連携しながら、情報の共有化や回収事業者への立入調査・指導等に取り組みます。また、消費者に対して適正処理を呼びかけていくことも必要であることから、市町村とともに、無許可業者の利用は法令違反であること等の周知・啓発を図ります。

(事業例)

- 県・市町村連携による共同調査・指導・監視
- 奈良県使用済家電等対策連絡会による対策推進
- 不適正事案データベース化、指導マニュアルの作成・共有
- 使用済家電等の回収事業者への立入調査・指導等の強化
- 県民(消費者)への啓発

(5) 安全な生活環境の確保

【施策の方向】

心身ともに健康で、快適・安全・安心な暮らしができるよう、私たちの身の回りを取り巻く生活環境(大気、土壌、騒音など)を保全するための対策を講じます。また、有害な化学物質の適正処理を促進するとともに、空間放射線量の常時監視や未だ発生メカニズムが解明されていない微小粒子状物質(PM_{2.5})に係る調査研究などの取り組みを推進します。

【現況・目標値(指標設定による評価)】

指標設定の趣旨	指標項目		現況値 H26※1	目標値 H32	小施策
きれいな大気が保たれているかを評価する指標として活用	大気環境基準達成率	二酸化硫黄(SO ₂)	100% (11/11)	100%	大気環境の保全対策
		二酸化窒素(NO ₂)	100% (14/14)	100%	
		一酸化炭素(CO)	100% (5/5)	100%	
		浮遊粒子状物質(SPM)	100% (14/14)	100%	
		光化学オキシダント(O _x)	0% (0/8)	測定数値に対する迅速な対応、情報提供を行う※2	
		微小粒子状物質(PM _{2.5})	33% (1/3)		
生活環境の保全対策の状況を評価する指標として活用	ダイオキシン類の環境基準達成率		100% (7/7)	100%	生活環境の保全対策
	高濃度PCB廃棄物の適正処理実施率		76.7% 登録台数 2,167台 処理台数 1,662台	100%	
	公害苦情件数(騒音、振動、悪臭等)		147件	件数の減	

※1:()は、環境基準達成箇所数/測定箇所数

※2:数値目標の設定になじまないため、数値への対応を記載(ただし、実績値は評価する)

①大気環境の保全対策

<現状と課題>

大気中における二酸化硫黄(SO₂)、二酸化窒素(NO₂)、一酸化炭素(CO)等は、環境基準を達成していますが、光化学オキシダント(Ox)及び微小粒子状物質(PM_{2.5})については、全ての測定地点で環境基準を達成していないことから、県民の健康被害の防止を図るとともに、原因究明に取り組む必要があります。また、大気汚染物質の固定発生源対策としては、工場・事業場に対する排出規制・指導を進めるとともに、自動車等の移動発生源対策にも取り組む必要があります。

酸性雨については、近年の東アジア地域における急速な経済発展等によりその原因物質が今後さらに増加する可能性があるため、実態把握を継続するとともに、原因物質の排出抑制を図る必要があります。

<目標>

健康で安全な日常生活が営めるよう、きれいな大気環境の保全対策を進めます。

<関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26※1	目標値 H32
きれいな大気が保たれているかを評価する指標として活用	二酸化硫黄(SO ₂)	100% (11/11)	100%
	二酸化窒素(NO ₂)	100% (14/14)	100%
	一酸化炭素(CO)	100% (5/5)	100%
	浮遊粒子状物質(SPM)	100% (14/14)	100%
	光化学オキシダント(Ox)	0% (0/ 8)	測定数値に対する迅速な対応、 情報提供を行う ※2
	微小粒子状物質(PM _{2.5})	33% (1/3)	

※1:()は、環境基準達成箇所数/測定箇所数

※2:数値目標の設定になじまないため、数値への対応を記載(ただし、実績値は評価する)

＜小施策・事業＞

①-1 大気汚染物質対策

大気環境の保全を図るため、大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づき、工場・事業場等の監視・指導を徹底し、高濃度時には迅速・的確な措置を講じます。また、自動車等の移動発生源からの排出抑制対策として、エコカーの導入を促進するとともに、公共交通機関や自転車の利用促進、交通管制システムの高度化等の交通円滑化対策による道路交通の渋滞解消などに取り組みます。

(事業例)

- 大気汚染物質の常時監視
- 工場・事業場等の指導等
- エコカーの導入促進
- 電気自動車等の導入促進
- 移動ニーズに対応する公共交通の維持確保及び利用促進
- 広域自転車道整備等による自転車利用促進
- 交通円滑化対策の推進
- 農業等の地産地消の推進
- エコドライブの推進

①-2 光化学オキシダント及び微小粒子状物質(PM_{2.5})対策

光化学オキシダント及び微小粒子状物質(PM_{2.5})への対策として、常時監視によるデータの蓄積や成分分析による原因解明を行うとともに、県民の健康被害の未然防止のため、高濃度時には県民に一斉メールを配信するなど迅速・的確な対応を図ります。

(事業例)

- 大気汚染物質の常時監視
- 注意報等の迅速な対応
- 「注意喚起のための暫定的な指針」に基づく迅速・的確な対応
- 微小粒子状物質(PM_{2.5})の原因解明に向けた調査研究

①-3 酸性雨対策

酸性雨の実態を把握するため、国及び他府県等と連携した酸性雨モニタリング調査を実施するとともに、県内における原因物質の排出抑制に係る取り組みを推進します。

(事業例)

- 酸性雨モニタリング調査
- 工場・事業場等の指導等

②生活環境の保全対策

<現状と課題>

私たちの日常生活や事業活動において、その利便性から直接・間接を問わず多くの化学物質が使用されていますが、それらが環境中に漏出した場合には、人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれがあります。県では、環境中におけるダイオキシン類や環境ホルモン等の調査を行っていますが、全ての地点で環境基準を達成しています。

一方、化学物質による環境汚染を未然に防止するためには、それらが環境に与える影響を評価し、実態を把握したうえで適切に管理するとともに、環境中への排出量を減らし、環境リスクを総合的に低減させていくことが重要です。アスベストについては、建物解体時等の適正処理を確保するとともに、健康相談の実施や適切な情報提供などにより、県民の健康被害に対応していくことが求められています。

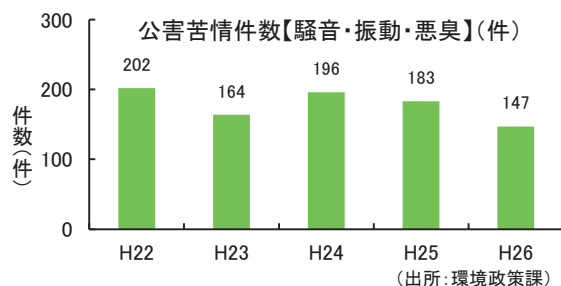
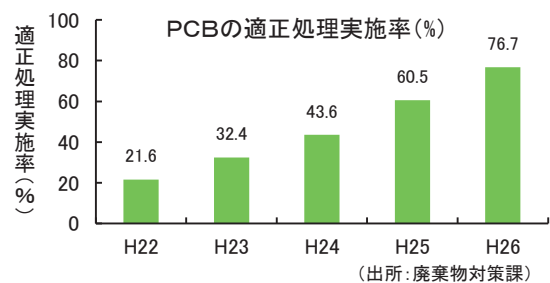
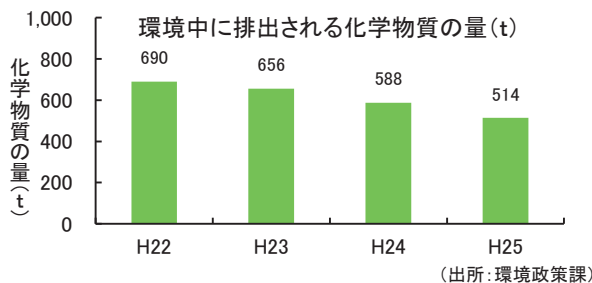
土壌汚染や騒音・振動・悪臭についても、事業場等に対して規制、指導を行っていく必要があります。また、東日本大震災以降、県民の関心が高まっている放射性物質については、引き続き、定期・定点の観測・情報提供を行い、県民の不安解消を図る必要があります。

<目標>

健康で安全な日常生活が営めるよう、きれいな生活環境を確保します。

<関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32
生活環境の保全対策の状況を評価する指標として活用	ダイオキシン類の環境基準達成率	100% (7/7)	100%
	高濃度PCB廃棄物の適正処理実施率	76.7% 登録台数 2,167 台 処理台数 1,662 台	100%
	公害苦情件数(騒音、振動、悪臭等)	147 件	件数の減



＜小施策・事業＞

②-1 化学物質対策

化学物質等による健康被害や環境汚染を未然に防止するため、ダイオキシン類などのモニタリング調査を実施するとともに、アスベスト・PCB 廃棄物の適正処理等についての監督・指導を徹底します。また、化学物質等に関する情報を発信し県民の不安解消に努めます。

(事業例)

- ダイオキシン類や環境ホルモンのモニタリング調査
- アスベストや PCB 等廃棄物の適正処理の促進
- 土壌汚染対策の推進
- OPRTR 制度による事業者等の化学物質の自主的管理の促進

②-2 騒音・振動・悪臭対策

騒音、振動、悪臭による被害を出さないため、法令等に基づき、市町村に対する助言と緊密な連絡調整を図りながら、工場や事業場、建設作業に対する規制、指導を行います。

(事業例)

- 自動車騒音の常時監視
- 家畜排せつ物の適正管理の指導

②-3 放射線モニタリングの実施

県民の放射性物質に対する不安解消を図るため、大気や土壌などの放射線量の測定・監視を行うとともに、その測定結果を情報提供します。

(事業例)

- 放射線量の常時監視